令和６年度　職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：　須賀川市

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	８６．８％
任期の定めのない常勤職員以外の職員	８１．９％
全職員	６３．４％

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊　地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
本庁部局長・次長相当職	ー　％
本庁課長相当職	９６．４％
本庁課長補佐相当職	９５．２％
本庁係長相当職	９６．０％

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
３６年以上	９０．７％
３１～３５年	９０．４％
２６～３０年	９３．０％
２１～２５年	９６．０％
１６～２０年	８５．８％
１１～１５年	９４．８％
６～１０年	９３．４％
１～５年	８２．６％

＊　勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

【説明欄】

１　２（１）役職段階別の「本庁部局長・次長相当職」の区分には、女性職員がいないため、「―」の表示としている。

２　パートタイム会計年度任用職員のうち、日額または時間額で支給する職員については、任用形態が多様であり、単純に比較できないため除外している。

３　扶養手当については、世帯主となることが多く、家計の主宰者となることが多い男性に対して支給されており、扶養手当の受給者に占める男性職員の割合は概ね 80%である。

４　管理職手当については、女性に比べて、男性の方が上位の職位に在職している人数が多く、管理職手当の職員１人あたりの支給額は男性の方が女性より概ね 20%多くなっている。

５　超過勤務手当については、相対的に男性職員の超過勤務時間が長く職員 1 人あたりの支給額は、男性の方が女性より概ね 20%多くなっている。

６　上記３、４に伴い、扶養手当や役職加算が基礎となる期末手当、勤勉手当について、職員１人あたりの支給額は男性の方が女性より概ね 10%多くなっている。